

いこと。

2、国保税の減免制度の対象拡大をおこなうこと。

3、国保の資格証の発行をおこなわないようにすること。

特に、現在、義務教育中の子どもがいる世帯に対しては、資格証発行はおこなわない対応をとっているが、その対象を、18歳までの子どもがいる世帯まで直ちに拡大すること。



## 新潟・上越市 高校生まで保険証

上越市では、国保税滞納世帯の子どもから保険証をとりあげることがやめ、18才までの子どもには一般保険証を12月から交付することにしました。

上越市は「滞納は保護者の事情に起因するものであり、子どもには何ら責任がない」と今回の対応について説明しています。

## 無料法律相談のお知らせ

2月10日(火)午後1時30分からです。  
事前に予約が必要です。お気軽にご連絡ください。

- ・ 中原まさゆき 554 - 1163
- ・ 市川英子 554 - 1140
- ・ 鈴木たくや 080 - 1058 - 9450